

第3章 第2次磐田市環境基本計画

1 計画の基本的事項

1 策定の趣旨

磐田市環境基本計画は、磐田市環境基本条例第7条に基づいて策定するものです。2008年（平成20年）3月に策定した「磐田市環境基本計画（第1次環境基本計画）」は、2018年（平成30年）3月末をもって計画期間を満了します。この間、国や県の動向、本市の総合計画をはじめとした諸計画との整合を踏まえつつ、計画後期（2013年度（平成25年度）～2017年度（平成29年度））に向けて計画内容の見直しを行い、「磐田市環境基本計画（後期基本計画）」を策定し、各分野の諸施策を進めてきました。

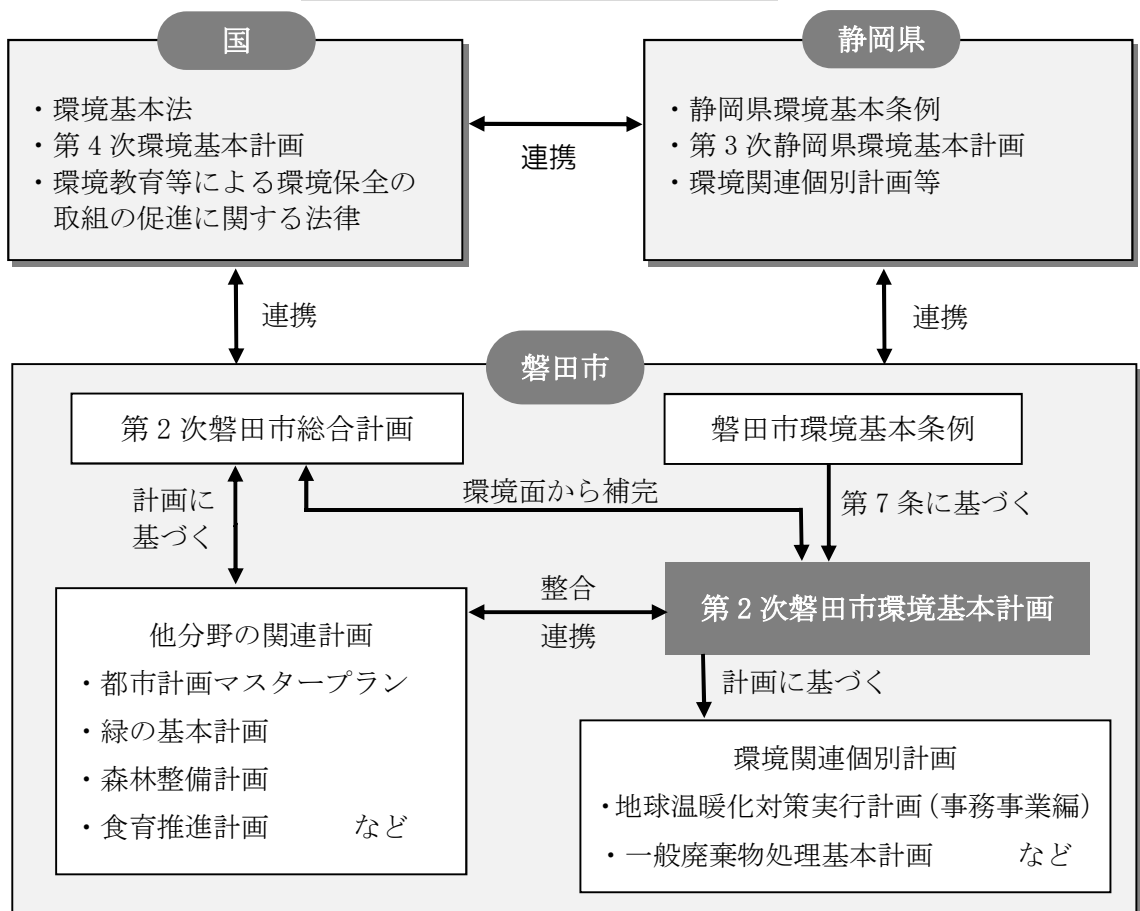
本市は引き続き、豊かな自然環境を将来の世代まで継承するとともに、環境への負荷の少ない持続可能な社会の構築や暮らしやすさが実感できるまちづくりを推進していきます。これらの実現のための基本方針や、市・市民・事業者の具体的な取組みなどの推進方法を明らかにするため、「第2次磐田市環境基本計画（第2次環境基本計画）」を策定しました。

2 計画の位置づけ

本計画は、磐田市環境基本条例に基づくと同時に、「第2次磐田市総合計画（第2次総合計画）」を環境面から補完する「環境の総合計画」という2つの側面を持ちます。また、その他関連計画と整合を図り、国や県の環境基本計画とも連携した計画と位置づけます。

また、地球温暖化対策実行計画（事務事業編）等の環境関連個別計画は、環境基本計画の考え方に基づき実施されます。

第2次磐田市環境基本計画の位置づけ



3 計画の策定方針

第2次環境基本計画は、以下の方針に基づいて策定しました。

◆ 総合計画や関連計画を反映し、実効性のある計画づくり

第2次環境基本計画は、第2次総合計画を環境面から補完するための計画であるとともに、環境関連個別計画の上位計画として位置づけられます。これら関連計画との整合を図った上で、環境指標を設定し、進捗管理を行い実効性のある計画とします。

◆ これまでの取組みの評価及び環境や社会情勢の変化に対応した計画づくり

第1次環境基本計画の進捗状況を踏まえ、取り巻く環境や社会情勢に対応した取組みを盛り込んだ計画とします。

◆ 磐田の特色を取り入れた計画づくり

本市の魅力を高め、活力を引き出せるよう、磐田の特色を取り入れた計画とします。

◆ 環境教育・環境学習に対する取組みを推進した計画づくり

持続可能な循環型社会の実現のためには、環境に配慮した取組みを実践する人材の育成が重要です。特に子どもたちへの環境教育や環境学習への取組みを推進していきます。

◆ シンプルで分かりやすい計画づくり

第2次環境基本計画の策定に当たっては、本市の環境における将来像を市・市民・事業者が共有できるよう、分かりやすい計画とします。

4 計画策定の背景

● 地球規模での環境問題への対応

地球温暖化や大気汚染等、環境問題が世界的に深刻化する中で、環境保全に向けた循環型社会への転換が求められています。また、東日本大震災を契機として、再生可能エネルギー利用への意識が高まっています。

本市においては、地球温暖化防止を含め、環境保全の啓発や市内企業のエコアクション21認証取得に対する支援等の環境対策を進めています。

行政だけでなく市民や事業者が、地球環境問題を認識し人や環境にやさしいライフスタイルやビジネススタイルへの転換を図る必要があります。そのため、様々な分野において継続的・横断的な取組みを実践することで豊かな自然環境を維持し、将来の世代に引き継いでいくことができる持続可能な社会を形成することが求められています。

● 国や県における目指すべき持続可能な社会の姿

国は、2012年（平成24年）4月に閣議決定した「第4次環境基本計画」において、持続可能な社会を「低炭素」・「循環」・「自然共生」の各分野を統合的に達成することに加え、「安全・

安心」の確保を基盤とする社会を新たに掲げ、全部で4つの社会を目指としています。

また、県においても新たな課題に対応するため「第3次静岡県環境基本計画」を2016年（平成28年）3月に改定し「環境と経済の両立の実現」に向けて「環境を資源として活用する」考え方や「環境に関する情報発信の強化」「環境にやさしい暮らし方を実践できる人材の充実」の観点を加え、施策を進めています。

● 磐田市総合計画及び関連計画の策定・見直し

本市では、2012年（平成24年）3月に策定した「第1次磐田市総合計画（後期基本計画）」が2016年度（平成28年度）で終了し、2017年（平成29年）3月に「第2次磐田市総合計画」を策定しました。

また、「磐田市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」の策定や「磐田市都市計画マスタープラン」の改定等、環境関連個別計画や他分野の関連計画の見直しも進んでいます。

● 近年の環境を巡る動き

2015年（平成27年）11月から12月までに「国連気候変動枠組条約第21回締約国会議」が開催され、2020年（平成32年）以降の温室効果ガス削減のための新たな枠組みとして「パリ協定」が採択されました。

パリ協定や2015年（平成27年）7月に国連に提出した「日本の約束草案」を踏まえ、国の地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するための計画である「地球温暖化対策計画」が、2016年（平成28年）5月13日に閣議決定されました。同計画では、2030年度（平成42年度）に対2013年度（平成25年度）比で温室効果ガスを26%削減する中期目標が立てられています。

4 計画の構成

(1) 計画期間

本計画の期間は、2018年度（平成30年度）から2027年度（平成39年度）までの10年間とします。また、本計画は社会情勢や環境の変化、市の環境に対する制度の整備等の進捗に合わせ、おおむね5年経過した後に中間見直しを実施します。

	2018 H30	2019 H31	2020 H32	2021 H33	2022 H34	2023 H35	2024 H36	2025 H37	2026 H38	2027 H39
前期 基本計画	→									
後期 基本計画						→				

(2) 計画の範囲

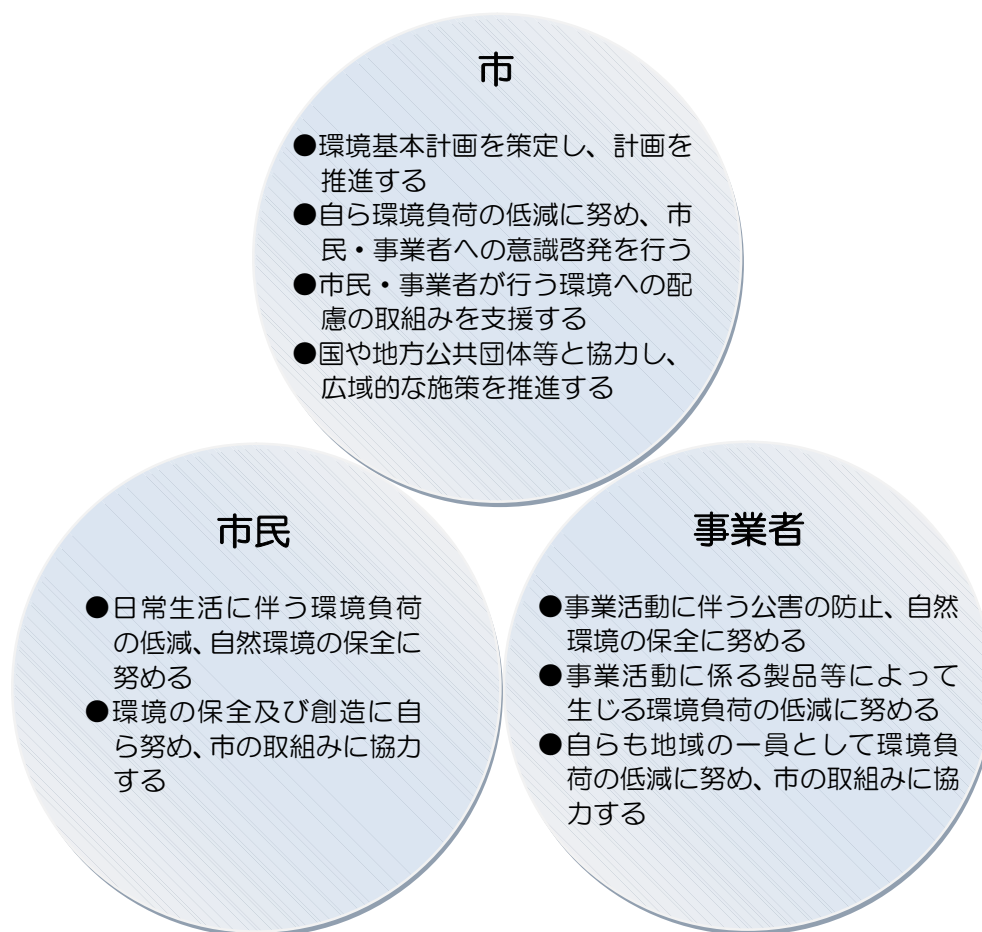
本計画の対象となる区域は、本市全域とします。

本計画で対象となる環境の範囲は、磐田市環境基本条例「第3章 重点的に推進すべき施策」として掲げられた第10条から第15条までに基づき、次のとおり大きく6つに区分し、それぞれを取り巻くさまざまな要素について目標を定め、取組みを推進していきます。

環境分野	環境要素の例
生活環境	大気、悪臭、騒音、振動、水質、有害化学物質 など
自然環境	森林、河川、農地、生物多様性 など
快適環境	公園、緑地、人と自然とのふれあい、景観、歴史文化 など
資源環境	ごみの減量・資源化、エネルギーの有効利用、水資源 など
地球環境	地球温暖化防止、再生可能エネルギー など
環境教育	環境教育、環境学習、環境保全活動、環境情報 など

(3) 計画の推進主体

本計画を推進する主体は、市・市民・事業者とします。各主体は、磐田市環境基本条例第4条から第6条までに規定されている責務を果たすとともに、一体となって目標の達成に向けて計画を推進していきます。



2 施策の方向性

本市では、日本一のトンボの宝庫である桶ヶ谷沼に代表される豊かな自然環境を身近に感じることができます。北部の丘陵地では獅子ヶ鼻トレッキングコースで四季折々の景色を楽しみ、中心市街地近郊のひょうたん池では清らかな湧水に触れ、南部の海岸線では青い海を臨むことができます。少し足を延ばすと、このように豊かで多様な自然にふれることができ、心も身体も癒されます。

一方、ビジネス分野ではクルマ・バイクに代表されるものづくり産業が本市の地域経済をけん引しています。また、最近ではスマートアグリカルチャーなどの次世代型農水産業や熱・電気に加え、二酸化炭素も有効活用する地産地消型エネルギー供給事業が推進されるなど、未来を拓く新たな産業が創出されています。

本市は、温暖な過ごしやすい気候のもと、豊かな自然と産業が共生する全国に誇れる暮らしやすい環境を有しています。

この恵まれた環境で生活している私たちには、地球環境面で大きな問題となっている地球温暖化の進行、資源枯渇の懸念、生物多様性の損失について、普段はあまり実感のわからない問題かもしれせん。

しかし、これらの問題が深刻化すれば、私たちの生活は立ち行かなくなります。私たちの環境に配慮した行動の一つひとつの小さな積み重ねが良好な環境を将来の世代に引き継ぐための鍵となります。

私たちは地域の恵まれた自然環境を大切にしながら、環境と経済を両立させ、より暮らしやすい生活や活力のある持続可能な社会の実現への道筋をさらに確かなものとする必要があります。

そのために、磐田市環境基本条例の基本理念を推進していきます。

さらに、施策の展開に当たっては、引き続き「健康の保護及び生活環境の保全」「自然環境の保全」「快適な環境の創造」「環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の実現」「地球環境の保全の推進」「環境教育の充実及び環境学習の振興」などの視点で幅広く行っていきます。

【磐田市環境基本条例 抜粋】

(基本理念)


第3条 環境の保全及び創造は、次に掲げる基本理念にのっとり推進しなければならない。

- (1) 市民にとって健康で文化的な生活を営む上で欠くことのできない健全で恵み豊かな環境を保全し、これを将来の世代に継承すること。
- (2) 人と自然との共生の確保を目的とし、自然環境に恵まれた市の地域特性を生かすこと。
- (3) 環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会を実現するため、市、市民及び事業者は、その責務に応じた公平な役割分担の下に、自主的かつ積極的に取組むこと。
- (4) 地域における事業活動及び日常生活が地球全体の環境にも影響を及ぼすとの認識の下に、地球環境の保全に寄与すること。

3 計画の目標

1 望ましい環境像

望ましい環境像とは、本市の良好な環境を将来の世代へ引き継ぐために私たちがこれからどのような環境を目指して計画を進めていくのかを示す長期的目標です。



水と緑が彩る みんなが暮らしやすいまち 磐田

恵み豊かな自然環境を、産業との共生を図りながら、将来の世代に引き継ぐことのできる持続可能な社会を形成していくことが求められています。

水と緑に代表される本市の豊かな自然環境を保全し、恵まれた日照時間や環境資源を活用することで、暮らす人も働く人も幸せが実感でき、たくさんの笑顔が集まり、あふれる「まち」を目指すという思いが込められています。

2

基本方針

望ましい環境像を実現するため、基本方針を定め、この基本方針のもとに具体的な施策を展開していきます。

基本方針 1

暮らしやすさが実感できる環境をつくります

大気汚染や水質汚濁、騒音、振動、悪臭等を低減し健全で暮らしやすさが実感できる環境づくりを進めていきます。



基本方針 2

豊かな自然環境を守ります

森林や海岸、河川等の恵まれた自然環境を市民共通の財産として今後も守り育てていきます。



基本方針 3

自然・歴史文化とふれあう機会をつくります

自然・歴史文化等地域の特色を活かし、ふれあう機会をつくり地域を魅力的なものにしていきます。



基本方針 4

3Rの取組みや環境にやさしい消費行動を推進します

循環型社会の実現のため、3R（リユース・リデュース・リサイクル）の推進や廃棄物の減量・再資源化等に取り組んでいきます。



基本方針 5

地球温暖化対策に取り組みます

地球温暖化等の環境問題を一人ひとりが自覚し、地球環境保全に向けた取組みを実践します。



基本方針 6

環境教育を推進します

将来の世代に引き継ぐため、あらゆる年代層を対象として環境教育を推進し環境のために行動する人づくりを行います。



望ましい
環境像

水と緑が彩る
みんなが暮らしやすいまち 磐田

基本方針

具体的な目標

1

暮らしやすさが実感できる環境をつくります

- 1 環境保全のための調査・監視・指導
- 2 快適な生活環境の確保
- 3 迷惑防止条例を活用した意識啓発の推進

2

豊かな自然環境を守ります

- 1 森林保全と緑化の推進
- 2 河川・海岸・農地の保全
- 3 生物多様性の確保

3

自然・歴史文化とふれあう機会をつくります

- 1 人と自然とのふれあい活動の場の創出・活用
- 2 周辺と調和した良好な景観の保全・創出
- 3 歴史文化とふれあう機会の創出・活用

4

3 R の取組みや環境にやさしい消費行動を推進します

- 1 3 R の推進・廃棄物の適正処理
- 2 グリーン購入・地産地消等の推進
- 3 水循環の確保

5

地球温暖化対策に取り組みます

- 1 省エネルギーの推進
- 2 地域の特色を活かした再生可能エネルギーの普及促進
- 3 低炭素型社会の推進

6

環境教育を推進します

- 1 環境教育の推進
- 2 環境保全活動の推進
- 3 環境情報の活用と協働による環境施策の推進

4

環境指標一覧

基本方針1 暮らしやすさが実感できる環境をつくります

暮らしやすさが実感できる生活を営むためには、さわやかな空気やきれいな水、騒音・振動や悪臭がない環境づくりが必要です。そのため、市は大気や水質等の環境調査を実施するとともに監視や指導を着実にを行い、地域の特色を踏まえた生活環境をつくります。

環境指標	指標の内容	規準 (2016) (H28)	目標値 (2022) (H34)	現状 (2018) (H30)
水質に係る 環境基準達成率	河川（環境基準の類型指定がある地点）におけるBODに関する環境基準を達成した測定地点の割合 ※BOD（生物化学的酸素要求量）	100%	100%	100%
大気に係る 環境基準達成率	二酸化硫黄（SO ₂ ）、二酸化窒素（NO ₂ ）、浮遊粒子状物質（SPM）、微小粒子状物質（PM _{2.5} ）に関する環境基準を達成した測定地点の割合	100%	100%	100%
汚水処理人口 普及率	し尿・生活雑排水の処理人口 （公共下水道＋農業集落排水＋合併処理浄化槽） ／住民基本台帳登録人口	88.8%	93.48% (H33)	89.88%

基本方針2 豊かな自然環境を守ります

本市は森林や海岸、河川、池沼等の自然環境に恵まれ、多様な生態系があり、多くの生きものが生息・生育しています。これらの自然や生きものは私たちの暮らしに潤いや安らぎを与え、経済活動や生活のための基盤としても重要です。そのため、市は恵まれた自然環境を市民共通の財産として守り育て、生物の多様性の確保に配慮し将来の世代に引き継いでいきます。

環境指標	指標の内容	規準 (2016) (H28)	目標値 (2022) (H34)	現状 (2018) (H30)
市民一人当たりの 都市公園等面積	都市公園等の市民一人当たりの確保量 ※都市公園等：都市公園、民間開発等により開設された公園、交流センター、学校等のグラウンド、市民農園等 ※目標値は「磐田市緑の基本計画」に準ずる	15.52㎡	※ 21.27㎡ (H38)	15.59㎡
市内の 耕作放棄地面積	市内における耕作放棄地の面積 ※耕作放棄地：農作物が1年以上作付けされず、農家が今後数年の間に再び耕作する意欲のない農地（田畑、果樹園）	98.33ha	93.0ha	99.0ha
ベッコウトンボ 定量調査発生数	ベッコウトンボ個体数調査で確認された頭数 ※ベッコウトンボ：環境省第4次レッドリストにおいて絶滅危惧ⅠA類に指定されており、自然環境保護のシンボルとして磐田市の昆虫として選定されている	253頭	200頭 以上	91頭

基本方針3 自然・歴史文化とふれあう機会をつくります

自然環境や良好な景観、歴史文化遺産は私たちが快適な暮らしを営んでいくために重要です。市は自然や歴史文化などの特色を活かした暮らしやすいまちづくりを推進していくことにより、地域が魅力的なものとなるよう取り組みます。

環境指標	指標の内容	規準 (2016) (H28)	目標値 (2022) (H34)	現状 (2018) (H30)
自然観察会等への参加人数	自然観察会や体験教室、環境保全啓発行事等への参加人数	586人	700人	1,184人
歴史文化とふれあう市の施策に「満足」している市民の割合	普及啓発のための企画展等で実施するアンケート調査において、「満足」「良かった」等肯定的な回答の割合	83.8%	90.0%以上	91.20%
文化財関係施設への入館者数	旧見付学校・旧赤松家記念館・埋蔵文化財センター・竜洋郷土資料館・豊岡農村民俗資料館の入場者数の合計/年	41,010人	48,500人 (H33)	37,601人

基本方針4 3Rの取組みや環境にやさしい消費行動を推進します

環境への負荷の少ない持続可能な社会を実現するため、これまでの社会のあり方やライフスタイルを見直していく必要があります。市は資源の循環、ごみの減量と再資源化、水資源の適正利用等が促進するための取組みを行います。

環境指標	指標の内容	規準 (2016) (H28)	目標値 (2022) (H34)	現状 (2018) (H30)
1人1日当たりごみ排出量	一般廃棄物総排出量/365日/人口 (※資源集団回収量を含まない) ※一般廃棄物：家庭から排出されるごみと、事業活動に伴って発生するごみのうち産業廃棄物以外のごみ	697g /人・日	685g /人・日 (H33)	731g /人・日
地場産物を使用する割合	学校給食における地場産物を使用する割合 (使用している品目数/全体品目数)	16.3% (H29)	20.0% (H35)	19.10%
上水道有効率	有効水量(有収水量+無収水量)/総給水量 ※有収水量：料金の対象となった水量 ※無収水量：料金徴収の対象とならないが、有効に利用された水量(消火栓等)	86.9%	88.1%	86.50%

基本方針5 地球温暖化対策に取り組みます

深刻化する地球温暖化の主な原因は、私たち一人ひとりの日常生活や事業活動に伴う電気、ガス、石油等の使用によるエネルギー消費が積み重なって生じたものです。

そのため、市は市民や事業者が、地球温暖化等の環境問題を理解できるよう啓発するとともに、地球環境保全に向けた取り組みを行います。

環境指標	指標の内容	規準 (2016) (H28)	目標値 (2022) (H34)	現状 (2018) (H30)
公共施設からの温室効果ガス削減率	市の事務及び事業に伴って排出される温室効果ガス排出量の削減率（対平成24年度比） ※目標値は「磐田市地球温暖化実行計画（事務事業編）」に準ずる	8.1%	※ 4.7% (H30)	-5.4%
エコアクション21 認証登録の継続	市における環境マネジメントシステム「エコアクション21」認証登録の継続 ※エコアクション21：環境省が策定したあらゆる事業者が効果的、効率的、継続的に環境に取り組むための仕組み	認証登録 を継続	認証登録 を継続	認証登録 を継続
住宅用太陽光普及率	太陽光発電設備（10kw未満）導入件数／世帯数 ※静岡県は、「ふじのくに新エネルギー等導入倍増プラン」で住宅用太陽光普及率10%（2020）を目標値として掲げている	8.3%	12.0%	8.98%

基本方針6 環境教育を推進します

環境問題の解決には、市・市民・事業者が人と環境との関わりなどについて基本的な知識を学び、その理解を深め、環境に対する意識の醸成を行うことが必要不可欠です。そのため、市は地域や学校、保育園、幼稚園、こども園等、幼児から大人まで幅広く環境教育や環境保全活動の推進を図ります。

環境指標	指標の内容	規準 (2016) (H28)	目標値 (2022) (H34)	現状 (2018) (H30)
環境教育に取り組む学校の割合	地球温暖化防止に関することなど環境教育に取り組んでいる小学校の割合 ※対象：公立小学校	100%	100%	100%
学校給食における残菜量	小学校及び中学校における学校給食1回当たりの残菜量の合計 ※対象：公立小学校及び中学校	6.6 kg/回	6.0 kg/回	6.2 kg/回
協働による環境教育に取り組む園の割合	環境保全団体や地域と協働で環境教育に取り組んでいる保育園、幼稚園、こども園の割合 ※対象：公立保育園、幼稚園、こども園	92.9%	100%	100%